

令和7年4月1日から創設される 育児休業等給付について



① 「出生後休業支援給付金」

- 令和7年4月1日から「出生時育児休業給付金」または「育児休業給付金」の支給を受ける方が、両親ともに一定期間内に通算して14日以上の子育て休業（産後パパ育休を含む）を取得し一定の要件を満たすと「出生後休業支援給付金」の支給を受けることができます。

② 「育児時短就業給付金」

- 令和7年4月1日から、2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たすと「育児時短就業給付金」の支給を受けることができます。
- 現在準備中。近日公開を予定しております。

「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

※ 対象期間：

- 被保険者が父親（または子が養子）の場合：「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- 被保険者が母親（かつ、子が養子でない）の場合：「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

➢ 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

2 支給額

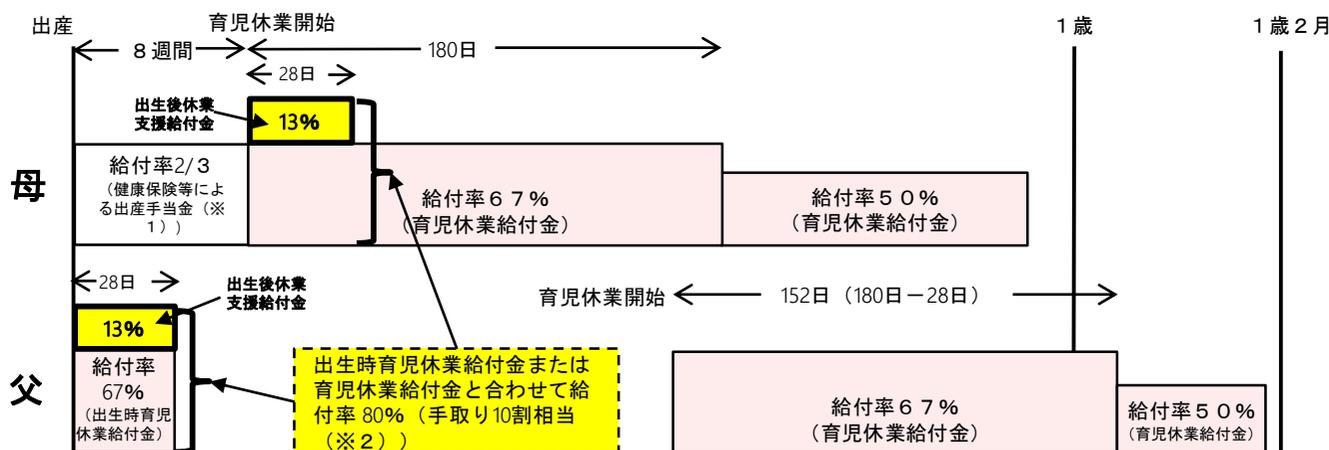
支給額＝休業開始時賃金日額※¹×休業期間の日数（28日が上限）※²×13%

※¹ 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。

※² 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



※¹ 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。

※² 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年4月1日時点：15,690円（毎年8月1日に改定））があることにご留意ください。

※³ 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由（主に4, 5, 6のいずれか）に該当することとなりますので、配偶者（母親）の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合（育児休業給付の受給資格がない場合など）が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含まれません。

4 支給申請手続

- ・ 出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行っていただくこととなります。
- ・ 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次の **Ⅰ** **Ⅱ** **Ⅲ** の項目のいずれか一つを記入してください。（複数記載は不可）

Ⅰ 「配偶者の被保険者番号」欄（支給対象者が母親で父親も育児休業給付金が支給される場合）

- ✓ 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間（注）に14日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄を記入してください。ハローワークにおいて、記入された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。

Ⅱ 「配偶者の育児休業開始年月日」欄（支給対象者が母親で父親が公務員の場合に記入する）

- ✓ 配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間（注）に14日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記入してください。
- ✓ 添付書類：育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや共済組合からの給付金の支給決定通知書の写しなど配偶者が一定の期間（注）に14以上の育児休業の取得していることが確認できる書類を添付してください。

（注）一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

Ⅲ 「配偶者の状態」欄（支給対象者が父親の場合、もしくは支給対象者が母親で上記ⅠⅡに該当しない場合）

- ✓ 子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号を記入してください。
- ✓ 添付書類：配偶者の状態を確認できる書類を添付してください。必要な書類についてはパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」にてご確認ください。

便利で簡単！多くの事業主の皆様選ばれています！

電子申請始めませんか？

電子申請利用率が76%を超えました* 沖縄労働局集計（令和6年3月時点）

電子申請と郵送での届出の比較

	電子申請	郵送での申請
事業主が負担する費用	無料 （GビズIDの場合）	有料 1件740円 (*1)
申請からお手元に届くまでの期間	原則として申請当日か翌日 (*2)	ハローワークに到達後、1～4週間程度
事業主の作業 (例：離職票)	手続き前：専用システムでの入力 手続き後：公文書をダウンロード 離職者へメールで送付も可	手続き前：届出作成、発送作業 手続き後：開封作業、文書保存 離職者への郵送
個人情報の保護	専用のシステムを使用。誤送付・紛失なし	誤送付・紛失・郵便事故等の恐れあり

(*1) 郵便料金（往復分・角2封筒・150g・特定記録）で積算

(*2) 4月～6月の繁忙期を除く。また事業所に関する申請など、内容によって処理期間が異なります。

申請件数の多い事業主ほど、メリットが大きくなります！

申込み手続きは意外と簡単！

沖縄労働局のアドバイザーが御社を訪問し、申込み手続きをサポートします！

電子申請の導入に関するご相談は……
沖縄労働局

雇用保険電子申請事務センター
電話 098-868-4311

(9:00～17:00 *土日祝日、年末年始を除く)

「電子申請アドバイザーの予約を取りたい」とお申し出ください。

GビズID（ログインパスワード）の取得手続きはこちらから

